

2016

春

44号

あさがお通信



目次 Contents

02-03 障害者差別解消法

04-05 あさがお機構変更

06 (連載)Dear あさがお

07 事業報告

08 お知らせ等

この度発生した「平成 28 年熊本地震」により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を捧げ、また被災をされた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

特集

障害者差別解消法

障害者差別解消法

ってどんな法律？

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成二十八年四月に施行されました。

Q なぜこの法律が必要？

A 誰もが「差別はいけないこと」と思っていますが、差別と思われることがたくさん起きています。そして多くの場合、きちんと解決されずに、結果的に障害のない人との平等な機会を奪われているのが現状です。

だからこそ、障害のない人との平等な機会の保障（＝差別の禁止）のためにも、「何が差別か」をきちんと判断できる「ものさし」として差別から守るための法律が必要でした。



Q どんな法律？

A 障害者差別解消法は、

- ① 障害を理由に差別的な扱いや権利侵害をしてはいけないこと
- ② 社会的障壁※を取り除くための合理的な配慮をすること
- ③ 国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことを定めています。

※社会的障壁とは

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。
(設備やもの・制度・偏見などの観念)

ワンポイント

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

Q 「不当な差別的取扱い」とは？

A 例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。

ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。



Q 「合理的配慮をしないこと」とは？

A 聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある人にわかりやすく説明しないことなどは、障害のない人にはきちんと情報を伝えていなのに、障害のある人には情報を伝えないこととなります。

障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮と言います。

ただし、合理的配慮のために、例えば、お金がかかりすぎたりすることもあります。その場合、他の工夫ややり方を考えることとなります。



この法律の施行は「障害者差別のない社会の実現」への第一歩です。

しかし、具体的に何が社会的障壁にあたるのか、差別を受けた時に相談する窓口や救済の仕組みも不明確であり、今後、市民にわかりやすく説明し浸透させていく必要があります。

また、「障害者」といっても聴覚障害、視覚障害、知的障害、発達障害など様々で、どんな配慮を求めているかについても個人差があります。何に困っているか、まずは「本人に聞く」姿勢を忘れず、解決策を一緒に考えることを大切にしていきたいと思えます。

ワンポイント

	国の行政機関・ 地方公共団体等	民間事業所 (個人事業所・NPO等含む)
不当な差別的 取扱い	禁止 してはいけない	禁止 してはいけない
合理的配慮	法的義務 しなければならない	努力義務 するように努力

機構変更

事務局が一部移転しました

平成 28 年 4 月から、新たに大津市より「大津市障害者虐待防止センター」を受託し、大津市権利擁護サポートセンターと共に明日都浜大津 4 階に事務所を設けました。

どうぞよろしくお願いいたします。

本部

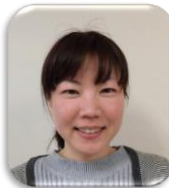
【実施事業】

- ・ 法人後見
- ・ 滋賀県高齢者成年後見支援センター
- ・ 法人事務 等

【スタッフ】

尾崎 史	岡本 紗依
千賀 なぎさ	篠塚 淑子
水野 朗子	近澤 貴徳
大野 友利子	椋田 扶規子
伊藤 尚	高山 範子

高山 範子



ノーマライゼーション社会の実現に向けて、活動を支える縁の下の力持ちになれるように日々精進いたしますのでよろしくお願いいたします。

彦根市権利擁護サポートセンター(たすき)

【実施事業】

- ・ 権利擁護・成年後見に関する相談対応
- ・ 虐待等の権利侵害への対応
- ・ 権利擁護に関する普及・啓発、研修の開催
- ・ 彦根市権利擁護システムの構築 等

【スタッフ】

近澤 貴徳	香川 美加
岩崎 良江	中川 君代



岩崎 良江

いろんな方や機関と連携し、協働する仲間も増えてきました。一緒に考え、一緒に動くという姿勢を大事に、難題も一つずつ取り組んでいこうと思っています。気軽に立ち寄ってもらえる様な存在の事業所になれば、うれしいです。

大津市障害者虐待防止センター

【実施事業】

- ・ 障害者虐待に関する通報・届出の受理
- ・ 障害者虐待防止や虐待を受けた障害者保護のための相談対応 等
- ・ 障害者虐待防止等のための広報・啓発 等

【スタッフ】

越野 緑	菅 浩一
(びわこ学園より出向)	伊関 信博

伊関 信博



障害者施設での経験を活かし、虐待を受けた障害のある方々の支援に取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。



越野 緑

誰もが暮らしやすい大津を目指して、虐待にいたらない環境作り、虐待の未然防止、支援の質の向上に向けた取り組みに力を注ぎたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

大津市権利擁護サポートセンター

【実施事業】

- ・ 権利擁護・成年後見に関する相談対応
- ・ 権利擁護に関する普及・啓発・人材育成
- ・ 市民後見推進事業
- ・ 高齢者虐待対応へのスーパーバイズ 等

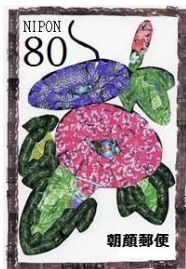
【スタッフ】

中原 一隆	岸場 千晶
楠本 幸	

医療機関の相談員として働いていましたが、まだまだ未熟で、入職して数週間ですが、日々勉強だと痛感しています。地域の皆さまに相談して良かったと思ってもらえる相談員になれる様、頑張る所存です。よろしくお願いいたします。



楠本 幸



あさがおはみなさまに
どう映っているの??

連載 No.3

Dear あさがお

多くの方に支えられながら設立 10周年を迎えたあさがお。外部から関わってくださった関係者の皆様に、あさがおへの思い、今後期待することなどを綴っていただきました。

今回は、滋賀県認知症の人と家族の会の猿山由美子さんからメッセージを頂きました。猿山さんには設立当初からあさがおの会員として、またお仲間としてご支援、ご協力いただいております。

認 知症の人と家族の会の猿山由美子と申します。あさがおさんの応援
心 団の一人というだけで、何の役にもたっていない者です。

連載の原稿を気楽に引き受けてしまい、後悔しています。どんなことを書いたらよいかと「あさがお通信」を1号から読み直してみました。大変なことを引き受けてしまったと思うばかりですが、設立前から設立に動き回っていた人達を知っていましたし、応援したいと云う熱い気持ちもありましたので、鎌田先生*¹の思い出から書いてみます。



先 生との出会いは、まだ県庁で現役の部長さんであった時です。お身大きくそびえていて、怖くて口もきけない感じでした。ところが、あさがお設立後のサロン*²に顔をだした時は笑顔を決やさない愉快な方でした。認知症の人を介護する私達はいずれあさがおさんのお世話になる日もあるとの思いでの応援団です。ところが鎌田先生は自分も家族の会の世話になる日もあるだろうからとすぐ入会してくださいました。談論風発、多岐にわたる話題の楽しいサロンでした。しかし3回ぐらいで途切れてしまい残念に思っていたのに、訃報に接し悲しくもがっかりしたのです。世のため人のため気を遣い、ご自分の健康には十分気を遣わなかったのかと、悔しく思ったものでした。



超 高齢社会で認知症の人は700万人に達するとか。権利を守ってもらわねばならない人は増えるばかりでしょう。しかし介護者の側も介護離職という問題が国会答弁にも出てくるようになりました。つい最近の新聞にヤングケアラー*³の問題が登場しました。中学・高校で親または祖父母の介護に身を粉にしている実例が出てきました。認知症の本人の権利を守るのはもちろんですが、介護に携わる側も守ってあげなければ現実におしつぶされてしまう時代が来ているのです。嫁が苦しい介護に泣いていた時代は昔話となり、介護の世界も様変わりしています。声を上げられない介護者に救いの手を、、、。最後はお願いになってしまいました。更なるご発展を祈っています。



猿山 由美子

*¹鎌田先生…前理事長故鎌田昭二郎氏

*²サロン…かまだ塾(鎌田理事長主催で、あさがお会員さんや職員との交流、外部講師を招いての学習会を開催)

*³ヤングケアラー…慢性的な病気や障害、精神的な問題などを抱える家族の世話をしている子どもやティーンエイジャー。子どもたちがケアする相手は親であることが多いですが、祖父母やきょうだいなども。

滋賀県高齢者虐待防止セミナー

平成28年3月3日（木）、草津市立市民プラザにて滋賀県とあさがお主催の滋賀県高齢者虐待防止セミナーを開催し、70名を超える方々に参加いただきました。

講師には宮崎産業経営大学准教授の廣田久美子氏をお招きし、「認知症高齢者の権利をまもる～地域に求められる「見守り」と成年後見をめぐるセーフティーネット～」と題した講演をいただきました。

講演では、最高裁の判決に注目が寄せられた認知症高齢者による鉄道事故の判例を題材に、裁判で争点となっていた「監督義務者」などを中心に分かりやすく説明していただきました。セミナーの開催が、家族側の逆転勝訴が確定した翌々日であったこともあり、非常にタイムリーな内容に参加された方々も熱心に聞き入っておられました。

また、成年後見制度や虐待、消費者被害、医療などの認知症高齢者をめぐるさまざまな問題についても触れていただき、家族だけで抱え込まず、地域で支える見守りの重要性に加え、社会的レベルでの制度保障が必要であるとお話いただきました。

認知症高齢者の権利擁護を身近な問題として感じていただき、支援の在り方を考えていただける大変貴重な機会となったと思います。



市民後見推進事業

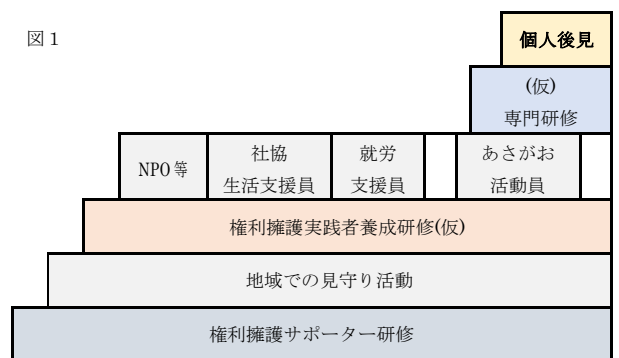
昨年度はこれまでの本事業で議論し示された、市民参画による権利擁護の仕組みイメージ(図1)を踏まえ、第1段階の「権利擁護サポーター研修(全3日)」を行いました。

また、3月に開催しましたセミナー「市民と創る権利擁護のまち大津」では、大津市社会福祉協議会の活動紹介を頂いた上で、シンポジストからは、大津における権利擁護の仕組みに、各関係機関が行っている権利擁護の研修を取り込んでいき、裾野を広げていく仕組みにしていくことが求められるとの意見がでました。

さらに、「市民参画による権利擁護・成年後見活動のための組織体制検討委員会」では、権利擁護に関わる人を支援するために必要な組織の機能について議論が行われました。

今年度も、大津における権利擁護の仕組みを形にしていくための検討や、権利擁護活動に携わる方の育成・養成を進めるための、「権利擁護サポーター研修」と、第2段階の「権利擁護実践者養成研修」を行う予定になっています。

図1



第12回通常総会のご案内

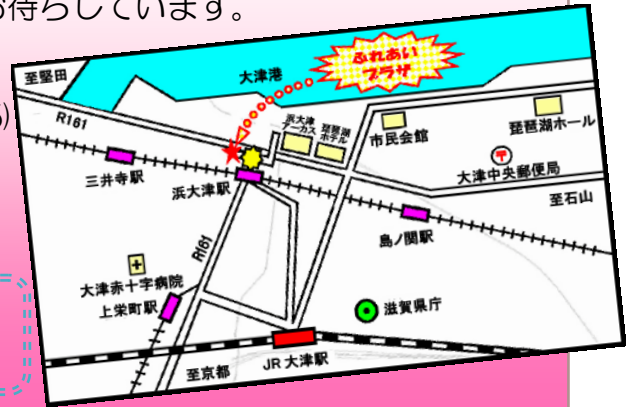
多くの会員の皆様のお越しをお待ちしています。

【日時】

平成 28 年 5 月 29 日(日) 13:30～(開場 13:15)

【場所】

明日都浜大津 ふれあいプラザ 5階 大会議室

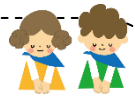


総会終了後、新事務所(明日都)の内覧会をいたします。

総会の資料は、5/2 頃に送付いたします。

ご寄付ありがとうございました

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月までのご寄付を掲載しています)



昨年度は多くの方からご寄付をいただきました。皆さまの温かいご支援に心から感謝いたします。貴重な財源として有効に使わせていただきます。

谷口 啓 様	服部 節子 様	平住 証春 様	蓮井 敦 様	濱畑 芳和 様
佐藤 伸隆 様	猪飼 剛 様	大井 英司 様	塩原 知子 様	苗村 光廣 様
高松 智画 様	田中 利勝 様	丹澤 洋子 様	佐々木 重男 様	明神 徹郎 様
片木 貞子 様	伊吹 良恵 様	鎌倉 夏希 様	山田 富士乃 様	上原 恵美 様
藤野 滋 様	梅村 芳住 様	(株)まごころ 様	田淵 よしみ 様	鳥居 静夫 様
山本 哲也 様	馬場 厚子 様	辻 哲夫 様	猿山 由美子 様	井上 彰啓 様
東 啓子 様	佐藤 賢 様	中川 英男 様	飯野 佐知子 様	
阿部 圭宏	江波 千佳	山口 浩次	高野 純	筒井 のり子
宮川 正治	近澤 貴徳	ほか(匿名) 6 名 様	(順不同)	

本部

〒520-0047 大津市浜大津 3 丁目 2-4

TEL : 077-522-0799 FAX : 077-522-0845

Mail : asagao.npo@image.ocn.ne.jp

大津市権利擁護サポートセンター

TEL : 077-523-7558 FAX : 077-523-7559

Mail : otsu-kensapo@email.plala.or.jp

大津市障害者虐待防止センター

TEL : 077-523-7188 FAX : 077-523-7559

Mail : otsu-g-boushi@gray.plala.or.jp

〒520-0047

大津市浜大津 4 丁目 1-1 明日都浜大津 4 階

彦根市権利擁護サポートセンター(たすき)

〒522-0041

彦根市平田町 670 福祉センター別館 2 階

TEL : 0749-23-8642 FAX : 0749-23-8643

Mail : kotosapo-tasuki@cocoa.plala.or.jp

事業所連絡先

●寄付のお願い。

権利擁護を多くの方に知っていただくため、講演会などを開催して行きたいと思っています。寄付でご支援頂ける方、よろしく願い申し上げます。

《振込先》

【ゆうちょ銀行】14610-16725551

【滋賀銀行】本店営業部

普通 524265

【口座名義】

特定非営利活動法人あさがお
理事長 竹下育男